第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　通所給付費等単位数表第３の９の注２の厚生労働大臣が定める施設基準

第四号の二の規定を準用する。

第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　通所給付費等単位数表第４の１の保育所等訪問支援給付費の注１の２の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者若しくはこれに準ずる者であって㈠の期間が通算して五年以上であるもの又は㈡の期間が通算して十年以上であるものを配置していること。

㈠　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間

㈡　障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間

ロ　心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　入所給付費単位数表第１の１の福祉型障害児入所施設給付費の注５の２の厚生労働大臣が定める施設基準

福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（居宅介護従業者基準別表第八に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。

第十四号中「福祉型障害児入所施設給付費」を「福祉型障害児入所施設給付費」に、「イからホまで」を「イからヘまで」に改め、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。ただし、平成三十年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成二十七年厚生労働省告示第百六十九号）による改正前の入所給付費単位数表第１の１の福祉型障害児入所施設給付費の注７の強度行動障害児特別支援加算の算定を受けている指定福祉型障害児入所施設において、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

第十五号中「福祉型障害児入所給付費」を「福祉型障害児入所施設給付費」に改め、第十八号の次に次の二号を加える。

十八の二　入所給付費単位数表第２の１の医療型障害児入所施設給付費の注４の２の厚生労働大臣が定める施設基準

第十三号の二の規定を準用する。

十八の三　入所給付費単位数表第２の１の医療型障害児入所施設給付費の注７の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　指定入所基準第五十二条第一項に定める従業員の員数に加えて、心理指導担当職員を一以上配置していること。

ロ　心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

ハ　心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

ニ　心的外傷のため心理指導が必要と児童相談所が認めた障害児が五人以上いること。

○厚生労働省告示第百七十八号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号ハの表を次のように改める。

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定児童発達支援事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合	百分の八十五
(1)　指定児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。	
(2)　基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第五十四条の五において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。	
指定児童発達支援事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合	百分の七十
(1)　指定児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。	
(2)　基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第五十四条の五において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。	

第二号ロの表を次のように改める。

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合	百分の八十五
(1)　指定医療型児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。	
(2)　指定発達支援医療機関の場合にあっては指定医療型児童発達支援を行うのに要する一日当たりの標準的な時間数が四時間以上六時間未満であること。	
指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合	百分の七十
(1)　指定医療型児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。	
(2)　指定発達支援医療機関の場合にあっては指定医療型児童発達支援を行うのに要する一日当たりの標準的な時間数が四時間未満であること。	